

徳島市

企業版ふるさと納税 のご案内

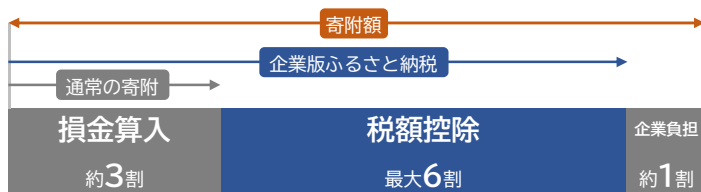
令和8（2026）年度版



徳島県の東部に位置し、四国一の大河・吉野川とその支流が作り育てた三角州に発達した人口約24万人の県都です。地方の中核的都市として、産業をはじめ、政治、経済、文化、教育、情報といったさまざまな面において高い集積があります。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは

企業版ふるさと納税は、国が認定した「地方公共団体の地方創生プロジェクト」に対して企業が寄附を行った場合に、その企業の法人関係税から税額控除される仕組みです。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

企業版ふるさと納税により応援していただくことができる事業

企業版ふるさと納税によりご寄附をいただける事業は、徳島市が進めるまちづくりの基本指針となる「徳島市総合計画2025」に掲げる6つの政策に位置付けられた事業です。

総合計画及び各年度の具体的な事業を定めるアクションプランを徳島市公式ホームページにて公開していますのでご参照ください。

徳島市総合計画2025
の詳細はこちらから



政策1

「魅力あふれる都市空間の創造」に資する事業 ～ 市街地、自然景観、環境 ～

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、都会的な利便性と自然が調和した「魅力あふれる都市空間の創造」に取り組みます。



具体的な施策

- コンパクトで機能的なまちづくり
- 多機能な都市空間の創出
- 環境の保全と向上
- 循環型社会・廃棄物処理の推進
- 汚水対策の推進

令和8年度に実施する主な取組

LEDによる景観整備



地域資源であるLEDを活用した景観整備に取り組み、徳島市の魅力ある夜間景観を創出します。

眉山未来プロジェクト



徳島市のシンボルである眉山の魅力アップを図るため、ハード・ソフトの両面から整備を行います。

ゼロカーボンシティの推進



ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大など、脱炭素まちづくりに取り組みます。

政策2

「持続可能な徳島経済の創出」に資する事業 ～ 産業、労働、関係人口 ～

人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小などの諸課題に対応し、将来にわたって「持続可能な徳島経済の創出」に取り組みます。



具体的な施策

- 農林水産業の振興
- 商工業等の振興
- 働く環境づくりの推進
- 観光・交流の促進
- 全国との多様なつながりの拡大

令和8年度に実施する主な取組

とくしま動物園の魅力創出



とくしま動物園のイベント等を充実させるほか、入園者施設及び動物福祉に配慮した獣舎等の整備を推進します。

インバウンドの誘客



阿波おどりをはじめとする伝統芸能や魅力ある観光資源を活かし、海外からの観光客誘致を推進します。

SDGs未来都市の実現



カーボンニュートラルなひょうたん島周遊船の運航体制の構築など、SDGs未来都市の実現に向けた取組を推進します。

政策3

「安全安心な生活環境の整備」に資する事業 ～ 消防・防災、防犯、インフラ ～

災害時を想定したインフラ整備や防災力の向上、防犯対策・消費者教育の推進など「安全安心な生活環境の整備」に取り組みます。



具体的な施策

- 防災・減災対策の推進
- 消防・救急体制の充実
- 生活安全の推進
- 生活道路の整備
- 上水道の整備
- 雨水対策の推進
- 住環境の整備

令和8年度に実施する主な取組

避難所環境の充実



簡易ベッドの整備など避難所環境の充実を図るとともに、住民主体の避難所運営体制の構築に向けた支援を行います。

インフラの計画的な更新



道路や橋りょう、上下水道などのインフラについて、人口減少社会を見据えて長寿命化など計画的な更新を行います。

空き家対策の推進



人口減少で増加が危惧される空き家を適正に管理するため危険廃屋の除却や空き家相談などに取り組みます。

ご寄附いただける金額の条件

1. すべての企業からいただく寄附総額が、地域再生計画に定める額の範囲内であること。
今年度の上限額は3億円です。
2. 各年度、各事業について、国庫補助などを除き、徳島市が実際に負担する額の範囲内であること。
なお、既に同一事業に他の企業から寄附を受けている場合、その額を除いた額が上限となります。
3. 企業ごとの寄附限度額は企業の課税所得や資本金等によって異なりますので、税理士等にご確認ください。

政策4

「生涯健やかな暮らしの実現」に資する事業 ～ 健康・医療、福祉、社会保障 ～

住み慣れた地域で健康的に、心穏やかに過ごせるよう、多様な主体と連携しながら「生涯健やかな暮らしの実現」に取り組みます。

具体的な施策

- 健康づくりの推進
- 社会保障の充実
- 地域福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障害者福祉の充実

令和8年度に実施する主な取組

地域医療体制の充実



救急医療体制の健全な運営を維持するとともに、市民が適切に医療を受けられる地域医療体制の充実を図ります。

シルバー人材センターの活性化



高齢者が自身の経験と能力を生かして就労する機会を確保するため、シルバー人材センターの活性化に取り組みます。

障害者の就労促進



障害福祉サービスや地域活動支援センター及び障害者地域共同作業所への支援を通じて、障害者の就労促進を図ります。

政策5

「こどもまんなか社会の推進」に資する事業 ～ 子育て、学校教育、青少年 ～

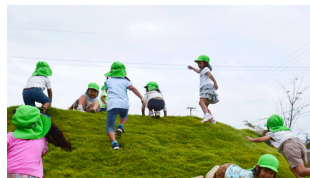
こどもの最善の利益を考え、誰一人取り残さない子育て支援や教育環境の充実など「こどもまんなか社会の推進」に取り組みます。

具体的な施策

- 子ども・子育て支援の充実
- 「生きる力」を育む学校教育の推進
- 信頼される教育環境の実現
- 心豊かでたくましい青少年の育成

令和8年度に実施する主な取組

保育士確保の実施



保育士IJU等就労支援事業や労務負担軽減のための助成事業などにより、市全体の保育士の確保を図ります。

学童保育事業の充実



学童保育事業の安定的な運営に向けた支援拡大や学童保育会館の整備などにより、学童保育事業の充実を図ります。

学びサポーターの配置



児童生徒一人ひとりに合ったきめ細かな対応を実現するため、退職教員などによる学びサポーターを配置します。

政策6

「誰もが活躍できる場の提供」に資する事業 ～ 人権、文化芸術・スポーツ、地域 ～

一人ひとり考え方や生き方が尊重される社会を育み、それぞれが望む分野において「誰もが活躍できる場の提供」に取り組みます。

具体的な施策

- 人権尊重・多文化共生社会の実現
- 男女共同参画社会の実現
- 文化芸術・スポーツの振興
- 生涯を通じた学びと文化財の継承
- 地域自治・協働の推進

令和8年度に実施する主な取組

人権啓発・研修活動の推進



市民や企業を対象に人権問題に対する意識啓発を目的とした講演会等を開催します。

プロスポーツの応援



官民が連携して応援イベントを開催するなど、市民が身近にプロスポーツに触れる機会を提供します。

共創のまちづくりの推進



公・民・学が連携して社会課題を解決する新たな事業を共創するとともに、まちづくりに参画する人材を育成します。

ご寄附の流れ

「寄附申出書」の提出

寄附申出書の様式はこちらからダウンロードいただけます



納付書※の受け取り

※ 銀行振込をご希望の場合は別途お問い合わせください。

寄附金の納付

受領証の受け取り

受領証を添えて税の申告

徳島市への寄附で得られるベネフィット

10万円以上の寄附に対するお礼

●市公式ホームページへの企業名の掲載（寄附企業のご希望に応じて、寄附企業の名称や寄附金額、対象事業などを公表します。）

100万円以上の寄附に対するお礼

10万円以上の寄附に対するお礼に加え、
●感謝状の贈呈（感謝状を市長から贈呈します。なお、感謝状は対面による贈呈を原則としますが、寄附者から申し出があった場合は郵送により贈呈することも可能です。）

500万円以上の寄附に対するお礼

100万円以上の寄附に対するお礼に加え、
●徳島市広報誌「広報とくしま」への掲載（感謝状を対面でお渡しした場合に限ります）

1000万円以上の寄附に対するお礼

500万円以上の寄附に対するお礼に加え、
●紺綬褒章への推薦（公益のため私財を寄附した方に褒章される「紺綬褒章」について、候補者として推薦します。）

ご寄附に当たっての注意事項

1 徳島市内に本社が所在する企業からの寄附は対象外です。

- ・ 本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

2 寄附の代償として、次のような行為を行うことは禁止されています。

- ・ 寄附の代償として、寄附企業に補助金を交付すること。
- ・ 寄附の代償として、寄附企業に他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- ・ 寄附の代償として、寄附企業に入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- ・ 寄附の代償として、寄附企業に合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- ・ 寄附の代償として、寄附企業にその他の経済的な利益を供与すること。

3 次に該当する場合は、寄附の受領を拒否します。

- ・ 寄附企業が、暴力団、暴力団員又は暴力団員等と関係を有する者に該当するとき。
- ・ 寄附の申出又は收受した寄附金が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

お問い合わせ先



徳島市 企画政策部 企画政策課

TEL:088-621-5085

E-mail:kikaku_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp



企業版ふるさと納税HP